

2019年度ACT会員「いきいきサークル活動支援」募集要項

2019.4

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいでは、たすけあいのまちづくり活動の一環として2019年度もいきいきサークル活動を支援します。

【目的】

サークル活動を通じて、会員同士が地域の中で顔の見える関係をつくり、たすけあいのまちづくりにつなげていくことを目指します。会員だけでなくその周りのご近所の方やお友達にも声をかけ、思い思いの楽しい活動を地域にひろげていきましょう。

【ACT会員サークル活動の約束ごと】

- ① ACT会員が3人以上いる
- ② 地域の皆さんに参加をよびかけ、ACTの活動をアピールする
- ③ 1年間に3回以上の活動を組み立てる
- ④ 代表は他のサークルの代表を兼任しない



【活動期間】

新規団体の活動期間は2019年申請月1日～2020年3月31日とします。

(継続団体の活動期間は2019年4月1日～2020年3月31日)

【申請受付期間】

新規申請は2019年12月31日まで、随時受付けます。ただし申請団体が100団体に達するまで。

(継続団体は2019年3月31日までに継続申請を兼ねた活動報告書を提出)

【活動支援申請の手続き】

活動支援を希望する場合は、申請用紙(様式①)とメンバー名簿(様式③)に記入しACTに提出して下さい。提出は、郵送、FAX、Eメールいずれも可とします。

【活動支援の内容】

各サークル1万円の助成と会員活動保険「行事参加者傷害保険」※への加入

この助成金はACT年会費(一人3000円)とアビリティ共済配当金のご寄付から支出しています。

【審査から助成金支払いまで】

申請受け付け後、ACT理事運営会議で審査をします。審査結果は担当者から郵送またはメールで報告します。助成金は交流会の場での手渡し、または指定の口座に振込みます。

【交流会について】

6月5日(水)にいきいきサークルの活動交流会を予定していますので、ぜひご参加ください。当日助成金を手渡しでお支払する予定です。詳しくは承認後にご案内いたします。

【活動報告について】

会員活動保険のための3ヶ月ごとの活動報告のほかに

一年間の活動報告書 会計報告、領収書 活動の様子がわかる写真 などの報告を3月末までにお願いしています。詳しくは承認後にお送りする資料でご確認下さい。

※会員活動保険「行事参加者傷害保険」

活動中の事故については、ACT事務局までご連絡ください。(保険金は、死亡・後遺障害保険金額200万円、入院日額3000円180日上限、通院日額2000円90日上限)

※ご相談・お問い合わせ NPO法人アビリティクラブたすけあい 担当 河野

電話 03-5302-0393 fax 03-5302-0394 メールアドレス:c.kawano@npoact.net